

業務管理体制の整備の届出先について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）にて介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が変更となります。

これまでは、事業所等の所在状況が1の都道府県の区域（うち、1の指定都市の区域）の届出先は都道府県知事でしたが、平成27年4月1日から取り扱う、新規・変更等の届出先は、川崎市長へ変更となります。

なお、平成27年3月中に神奈川県にて手続きを終えたデータについては、本市へ引き継がれていることから、届出先の変更に伴う新たな届出は不要です。

※事業所等の所在状況が1の市町村の区域（地域密着型サービスに限る）の届出先については従来通りの手続き方法で変更はありません。

【届出先】

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

電 話：044-200-2469

FAX：044-200-3926